

奈良県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北郡
山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があ
った。

平成二十一年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	南本 正文	大和郡山市植槻町三―二
〃	森川 亘	〃 代官町一―五
〃	松下 溥	〃 北郡山町七二九
〃	小橋 一子	〃 〃 一〇三―五
〃	太田 勝昭	〃 〃 七四一―三
監事	馬場 義夫	〃 〃 一三五―四
〃	高塚 正文	〃 〃 二二二

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	南本 正文	大和郡山市植槻町三―二
〃	馬場 吉秋	〃 城北町五―一九
〃	高塚 康文	〃 北郡山町三三二
〃	松下 溥	〃 〃 七二九
〃	太田 勝昭	〃 〃 七四一―三
監事	小橋 一子	〃 〃 一〇三―五
〃	馬場 義夫	〃 〃 一三五―四